

電気供給約款[低圧](個人)

2024年9月1日実施



目 次

I. 総則	1
1. 適用	1
2. 供給約款の変更	1
3. 定義	2
4. 単位および端数処理	3
5. 実施細目	3
II. 契約の申込み	4
6. 需給契約の申込み	4
7. 需給契約の成立および契約期間	4
8. 需要場所	5
9. 需給契約の単位	5
10. 供給の開始	5
11. 供給の単位	5
III. 契約種別および電気料金	5
12. 契約種別および電気料金	5
IV. 料金の算定および支払い	5
13. 料金の適用開始の時期	5
14. 検針日	5
15. 料金の算定期間	6
16. 使用電力量の計量	6
17. 料金の算定	6
18. 日割計算	7
19. 料金の支払義務および支払期日	7
20. 料金その他の支払方法	7
21. 延滞利息	8
V. 使用および供給	8
22. 適正契約の保持	8
23. 力率の保持	9
24. 需要場所への立入りによる業務の実施	9
25. 電気の使用にともなうお客様との協力	9
26. 違約金	10
27. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	10
28. 制限または中止の料金割引	10
29. 損害賠償の免責	11

30. 設備の賠償.....	11
VI. 契約の変更および終了.....	11
31. 需給契約の変更	11
32. 名義の変更.....	12
33. 需給契約の廃止	12
34. 解約等	12
35. 需給契約消滅後の債権債務関係.....	13
VII. 供給方法および工事.....	13
36. 供給方法および工事	13
VIII. 工事費の負担	13
37. 供給設備を変更する場合の工事費負担金	13
IX. 保安	13
38. 調査に対するお客さまの協力.....	13
39. 保安に対するお客さまの協力.....	14
X. その他	14
40. 反社会的勢力の排除	14
41. 管轄裁判所.....	15
42. お客さまに係る情報の取扱いについて	15
別 表.....	16
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	16
2. 燃料費調整.....	17
3. 離島ユニバーサルサービス調整	20
4. 契約負荷設備の総容量の算定.....	22
5. 加重平均力率の算定	23
6. 契約容量および契約電力の算定方法.....	23
7. 日割計算の基本算式	23

I. 総則

1. 適用

- (1) 当社が、個人の低圧需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者が託送供給等約款に定める託送供給により電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）および当社が別に定める個別の約款（以下「契約プラン約款」といい、合わせて「この供給約款等」といいます。）によります。
- (2) お客さまは、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）の定める託送供給等約款その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守するものとします。
- (3) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
沖縄電力株式会社および電気事業法第2条第1項第8号イに定められている離島を除く一般送配電事業者の各供給区域

2. 供給約款の変更

- (1) 当社は、一般送配電事業者等が定める託送約款等が改定された場合、法令、条例、または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、この供給約款等を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款等によります。
- (2) この供給約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社ホームページに掲載する方法（当社が設定したお客さま用のウェブページに掲載する方法を含みます。以下同様とします。）、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - ハ 上記にかかわらず、この供給約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

3. 定義

- 次の言葉は、この供給約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
 - (2) 電灯
白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
 - (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
 - (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
 - (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
 - (6) 契約主開閉器
契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。
 - (7) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
 - (8) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
 - (9) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
 - (10) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
 - (11) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
 - (12) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
 - (13) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日

から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(15) 一般送配電事業者

経済産業大臣の認可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給を行う事業者をいいます。

(16) 小売電気事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者をいいます。

(17) 託送供給等約款

電気事業法第 18 条および第 27 条の 12 の 11 に従い一般送配電事業者等が定める託送供給等約款をいいます。（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）

(18) 東電等

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社をいいます。

(19) 関電等

関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社をいいます。

4. 単位および端数処理

この供給約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、契約プラン約款で定める方法にて算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者等が、託送約款

等の実施にあたり、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者等と協議をしていただく必要があります。

II. 契約の申込み

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款等および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出いただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾し、供給を開始したときに成立いたします。この場合、この供給約款等その他当該契約に関する供給条件を記載した書面については、お客さまと当社との間で契約が成立した後、遅滞なく、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法により行い、お客さまはこの点についてあらかじめ承諾していただきます。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。
- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

9. 需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

III. 契約種別および電気料金

12. 契約種別および電気料金

契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、お客さまが需給契約申込みにあたり選択された契約プランにしたがった契約プラン約款に定めるところによります。

IV. 料金の算定および支払い

13. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

14. 検針日

検針日は、次により、実際に一般送配電事業者等が検針を行った日または検針を行ったものとされる日といいたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに一般送配電事業者等があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定め

ます。) に、各月ごとに行います。

- (2) お客様が不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者等が検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、一般送配電事業者等があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。
- (4) 一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。なお、一般送配電事業者等は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客様の承諾をえるものといたします。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、一般送配電事業者等があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、一般送配電事業者等が検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、一般送配電事業者等があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

15. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいい、以下同様とします。）または計量期間（前月の計量日（電力量または最大需要電力が一般送配電事業者が設置した記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間をいい、以下、検針期間と総称して、「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

16. 使用電力量の計量

- (1) 当社は、一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、15（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客様と当社との協議によって定めます。

17. 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
- (2) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

18. 日割計算

- (1) 当社は、17（料金の算定）(1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金、または最低月額料金の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロまたはハにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 17（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、17（料金の算定）(2)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

19. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 檢針日といたします。ただし、16（使用電力量の計量）(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 20（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。
 - ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、当社が指定した支払期ごとに支払っていただきます。

20. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する方法にて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。
- イ お客様が、当社が指定した様式によって、料金を当社が指定した金融機関等に振込みによりお支払いいただく方法
 - ロ お客様が、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等に払い込みによりお支払いいただく方法

- (2) お客様が料金を(1)イまたはロの方法により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1)イの方法により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ロ (1)ロの方法により支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

21. 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日（使用月の翌月末）を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 ÷ (1 + 消費税等の税率)

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて、または当社が指定した期日までに支払っていただきます。

V. 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社は、お客様との需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合または、当社が、一般送配電事業者等から、当社がお客様に電気の供給を行うために必要となる、

当社が一般送配電事業者等と締結した接続供給に係る契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、一般送配電事業者等が定める基準にしたがい、お客さまの負担によりお客さまに取り付けていただきます。その場合、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきますが、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内的一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 39（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 33（需給契約の廃止）(1)または 34（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者等の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

25. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

26. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

27. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 一般送配電事業者等は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常湯水等により電気の需給上やむをえない場合
- ロ 一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ハ 一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ニ 非常変災の場合
- ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、一般送配電事業者等は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

28. 制限または中止の料金割引

- (1) 一般送配電事業者等が、27（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
- イ 割引の対象
- (イ) 東電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて
- 基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、17（料金の算定）(1)または(2)の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。
- (ロ) 関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて
- 従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー

発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合は、その適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、17（料金の算定）(1)または(2)の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行う制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

29. 損害賠償の免責

- (1) 27（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

30. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内的一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、一般送配電事業者等から当社に請求のあった金額を賠償金としてお客さまから申受けます。

VI. 契約の変更および終了

31. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。需給契約の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、2（供給約款の変更）(2)に準じます。

32. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

33. 需給契約の廃止

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社指定の様式にて廃止申込をしていただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適切な処置を行います。
- (2) 需給契約は、34（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
 - ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等に基づき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客様と当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

34. 解約等

- (1) 当社は、次の場合、需給契約を解約することがあります。
 - イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。
 - ロ お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ この供給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款等から生ずるあらゆる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ヘ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別精算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
 - ト お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - チ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ お客様がその他この供給約款等に反した場合
- (2) お客様が、33（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置

を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

35. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII. 供給方法および工事

36. 供給方法および工事

一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。

VIII. 工事費の負担

37. 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 当社は次の場合などに、託送約款等にもとづき、一般送配電事業者等から工事費等の請求を受けた場合は、その工事費に相当する金額を工事費負担金として申し受けます。
- イ 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者等の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）
 - ロ 25（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合
 - ハ 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合
 - ニ 実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したとき
- (2) お客さまは、当社指定の日までに、工事費負担金をお支払いただきます。

IX. 保安

38. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

- (2) お客様は、一般送配電事業者等が、法令で定めるところにより調査を行うにあたり、必要があるときは、電気工作物の配線図を提示していただきます。

39. 保安に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内的一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社および一般送配電事業者等は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と一般送配電事業者等とで協議していただきます。

X. その他

40. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社およびお客様は、互いに相手方に対し、約款締結時および将来にわたり、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
- イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと。
ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと。
- (2) 前項のほか、当社およびお客様は、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をえた不当な要求等の行為
ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

- ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
- ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- ホ 反社会的勢力が当社またはお客様の経営に関与する行為

41. 管轄裁判所

本契約にかかる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

42. お客様に係る情報の取扱いについて

当社のお客さまに係る情報の取扱いについては、お申込み時に同意頂いた次の内容にもとづくものとします。

(1) お預かりする個人情報の項目

氏名、電子メールアドレス、郵便番号、住所、電話番号、契約内容、支払情報、電気の利用状況、供給地点特定番号等

(2) 個人情報の利用目的

イ 当社が提供する電力供給等各種サービスの充実ならびに円滑な提供・運営、ならびに当社が提携する企業（以下「提携先」といいます。）による各種サービスの充実ならびに円滑な提供・運営のため。

ロ 当社および提携先との契約の締結・履行、アフターサービスのため。

ハ 当社および提携先の設備等の保守・保全のため。

ニ 当社および提携先サービスの改善・開発のため。

ホ 当社および提携先の市場調査等のマーケティング活動、広告・宣伝物の送付・勧誘・販売のため。

ヘ その他、これらに付随する業務を行うため。

(3) 個人情報の第三者提供について

ご本人の同意がある場合または、法令にもとづく場合を除き、今回ご入力いただく個人情報は第三者に提供しません。

(4) 個人情報の委託について

個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、当社が規定する個人情報管理基準を満たす企業を選択して委託を行い、適切な取り扱いが行われるよう監督します。

(5) 個人情報の提供の任意性について

個人情報のご提供は任意です。ただし、必要な情報をご提供いただけない場合、当社の業務が適切に遂行できない場合がございます。

(6) その他

この供給約款に定めのないことについては、当社ホームページに記載の個人情報保護方針に従うものとします。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量（別表2（燃料費調整）(1)ニに定めるところによります。以下同様とします。）に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ については、付表 1 のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※ 各式で用いる x は付表 1 のとおりといたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (x - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - x) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間)	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1月の使用電力量によりて算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ただし、関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量（1 契約につき最初の z キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。以下同様とします。）によりて算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、その場合の電力量料金の燃料費調整額は、その 1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものによりて算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

※ z は付表 2 のとおりといたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、付表 1 のとおりといたします。

ただし、関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合、基準単価は、付表 2 のとおりといたします。

【付表 1】

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 (1 キロワット時につき)	基準燃料価格 (x 円)
北海道	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
東北	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		

東京	$\alpha = 0.0048$	18 錢 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部	$\alpha = 0.0275$	23 錢 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
北陸	$\alpha = 0.0415$	16 錢 5 厘	79,800 円
	$\beta = 0.0745$		
	$\gamma = 1.2499$		
関西	$\alpha = 0.0140$	16 錢 5 厘	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国	$\alpha = 0.0406$	21 錢 2 厘	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
四国	$\alpha = 0.0875$	15 錢 4 厘	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州	$\alpha = 0.0053$	13 錢 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		

【付表 2】

供給区域	z (キロワット時)	基準単価 (契約種別が従量電灯 A の場合)		
		最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 錢 5 厘
関西	15	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 錢 5 厘
		最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18 錢 5 厘
中国	15	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21 錢 2 厘
		最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 69 錢 4 厘
四国	11	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15 錢 4 厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社が設定したお客さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ については、付表3のとおりといたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※ 各式に用いるxは付表3のとおりといたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がx円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (x \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格がx円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - x \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月 29日までの期間)	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、その場合の電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。なお、(2)離島基準単価の各付表に記載されていない供給区域は、離島ユニバーサル調整額の適用はありません。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、付表 3 のとおりといたします。ただし、関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合、離島基準単価は、付表 4 のとおりといたします。

【付表 3】

供給区域	α 、 β および γ の値	離島基準単価 (1 キロワット時につき)	離島基準 燃料価格 (x 円)
北海道	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
中国	$\alpha = 1.0000$	1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
九州	$\alpha = 1.0000$	3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

【付表 4】

供給区域	離島基準単価（契約種別が従量電灯 A の場合）		
中国	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 錢 7 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社が設定したお客様さま用のウェブページよりダウンロードできる料金明細に記載いたします。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定

した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量に
もとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \times \{\text{電熱器総容量}\} + 90 \times \{\text{力率 90 の機器総容量}\} + 80 \times \{\text{力率 80 の機器総容量}\}}{\text{機器総容量}}$$

6. 契約容量および契約電力の算定方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、算定された電力量の単位は、1 キロワット時として、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 基本料金、最低料金または最低月額料金の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力使用量 × 電力使用量別段階従量単価によって算定されるものとします。

日割計算における電力使用量別段階従量単価の適用範囲については次のとおりといたします。

●通常計算時

	適用範囲	単価
第一段階料金	α kWh まで (※)	X
第二段階料金	α kWh をこえ、 β kWh まで	Y
第三段階料金	β kWh をこえる	Z

※ 関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合、「最低料金が適用される電力量の上限値をこえ、 α kWh まで」とします。

●日割計算時

α'	$\alpha \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$
β'	$\beta \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$

※ α' および β' の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

	適用範囲	単価
第一段階料金	α' kWh まで (※)	X
第二段階料金	α' kWh をこえ、 β' kWh まで	Y
第三段階料金	β' kWh をこえる	Z

※ 関電等の各供給区域を需要場所とするお客さまについて、契約種別が従量電灯 A の場合、「最低料金適用電力量をこえ、 α kWh まで」とします。

「最低料金適用電力量」は、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量の上限値をいい、次のとおり算定されるものとします。また、端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

最低料金適用電力量

$$= \text{料金表上の最低料金が適用される電力量の上限値} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合
 - (イ) 17 (料金の算定) (1)の場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 17 (料金の算定) (1)の場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。